

農林水産部

No. 22

制 度 名	環境保全型農業直接支払交付金	主管課名	農業技術課・エコ G																	
		問合せ先	029-301-3931																	
目的・趣旨	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する事業を実施。																			
<p>[対象団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村, 農業者が組織する団体等 <p>[対象事業]</p> <p>化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて地球温暖化防止, 生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し, 国・市町村とともに掛かり増し経費を支援。</p> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主作物について, 販売を目的に生産していること。 ・国際水準 G A P を実施していること。 ・「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」を 1 つ以上実施していること。 <p>[対象経費]</p> <p>生産資材費等の掛り増し経費について, 取組内容別に一定額を支援。</p> <p><全国共通取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバークロップの作付 ・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 ・有機農業の取組 <p><地域特認取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期湛水管理 <p>[補助限度額等]</p> <p>支援単価 上限 8,000 円/10a (補助率 国 : 1/2, 県 : 1/4, 市町村 : 1/4)</p> <p>※有機農業の一部と堆肥の施用については支援単価が異なる。</p> <p>※国の予算の範囲内で交付金を交付するため, 申請額の全国合計が予算額を上回った場合, 交付額が減額されることがある。</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全型農業直接支払交付金</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境保全型直接支払推進交付金</td> <td>10/10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[31 年度当初予算額] 4,098 千円</p> <p>[31 年度補助対象団体] 44 市町村</p> <p>[備考]</p>						区 分	国	県	市町村	その他	環境保全型農業直接支払交付金	1/2	1/4	1/4		環境保全型直接支払推進交付金	10/10	-	-	
区 分	国	県	市町村	その他																
環境保全型農業直接支払交付金	1/2	1/4	1/4																	
環境保全型直接支払推進交付金	10/10	-	-																	